

番号	手続区分	意見提出者	意見要旨（意見等）	回答内容	
				対応区分	市の考え方（対応の理由等）
1	パブリックコメント手続き	小高区地域協議会	小高区としての現用途地域の見直しのみでなく、駅周辺を含め、景観も考慮した広範囲な修正（計画）も必要ではないですか。 現状の太陽光設置は特に農業の再生等（土地集約への障害）が起これつつある。	ご意見	平成30年3月に南相馬市都市計画マスタープランを策定し、小高区の都市景観については、豊かな自然景観の保全とともに、良好な景観と調和した都市づくり、歴史資源を活用した都市景観形成を方針としています。 公園・景観整備などの事業実施においては、この方針に基づき整備を図っていきたいと考えています。 また、優良農地等を含む農地への営農型太陽光発電設備の設置によって、農地の集積・集約化の妨げや営農型太陽光発電設備の周辺の農地への影響等が懸念される事例も出ていることから、本年8月に「営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方」を定め、営農型太陽光発電設備を設置する方とその設備の下部の農地において営農する方に対して、営農型太陽光発電設備の適正な設置と運用を促し、農業の健全な発展と農地の合理的な利用に努めているところです。
2		小高区地域協議会	復興を図ることを目指すのであれば、用途の見直しも大切だと思いますが、住民が生活しやすいように道路や施設をきちんと整備してほしいです。小高区内（東部・中部・西部）の現状を小高で生活する住民の目線で復旧・復興を進めてください。	ご意見	用途地域の見直しに係る当該都市計画道路の整備については、小高商業高校跡地の土地利用や沿線の土地利用状況及び交通需要を考慮し、整備時期について検討してまいります。また、電柱移転の先行移転については、電柱管理者と協議してまいります。 また、小高区の復旧・復興については、今後とも引き続き、地域のみなさまと相談し、ご意見をいただきながら進めてまいります。
3		鹿島区地域協議会	見直しする地区は、学校施設が多い場所と考えられるが、準工業地域に変更することにより、将来騒音問題や交通問題が発生するのではと危惧します。	ご意見	騒音については、都市計画法で定める用途地域内に特定施設を設置している工場や事業場は、騒音規制法の規制を受けます。また、用途地域内及び用途地域外に指定施設を設置している工場や事業場は、福島県生活環境の保全等に関する条例の規制を受けます。なお、法律及び県条例ともに学校等の周囲おおむね50m以内の地域ではより厳しい基準が定められておりますので、問題ないと考えます。 また、当該都市計画道路の整備については、小高商業高校跡地の土地利用や沿線の土地利用状況及び交通需要を考慮し、整備時期について検討してまいります。